

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 5 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 11 月 25 日
至 令和 3 年 11 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 5 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令 和 3 年 11 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
5	松 田 浩 二	○	○	農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出
日程 4 議案第47号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 5 議案第48号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 6 議案第49号 現況証明願
日程 7 議案第50号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

開会 午後 1 時30分

議長 これより第15回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
4番 澁谷委員、5番 松田委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
11月17日の現況調査には、對木委員、中河委員、松田委員、事務局の4名にて調査を実施しております。
なお、後ほど現況調査につきましては、調査委員から報告していただきます。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。
令和3年11月25日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。
先日、相続人であります●●●様より相続の届け出がありましたので、対象農地の箇所を「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。
なお、対象農地の一部は賃貸借契約をしております。
以上、報告第8号の説明とさせていただきます。

議長 報告第8号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第8号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第47号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第47号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」
下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。
令和3年11月25日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1、●●●

次のページをご覧願います。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

議長 議案第47号の質疑をお受けいたします。

石田委員 法人の要件、事務方で調査していると思うのだけど、事務方で調査の内容については問題がないのか。

斉藤主幹 この四つの要件なのですが、まず法人の形態では有限会社、売り上げの関係なのですが、売り上げの過半が農業の収入でなければならない。この要件も満たしております。構成員につきましても農業従事日数があるのですが、150日以上要件も満たしております。執行役員につきましても、役員イコール農業従事者、一つの法人が日総という法人が入っておりますが、農業に従事している者はすべて役員であって、なおかつ従事日数も満たしている。すべて4つとも満たしている。

石田委員 わかった。

議長 他ありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第47号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第47号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第48号「農用地利用集積計画の作成の要請」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第48号「農用地利用集積計画の作成の要請」
下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。
令和3年11月25日提出
白糖町農業委員会 会長 林 善幸
次のページをおめくり願います。
「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」
号別1は賃借権の再設定であります。
貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●の9年間になります。
参考までに位置図10ページ、地番図は11ページとなっておりますので、ご参照願います。

以上、議案第48号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第48号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第48号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第48号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第49号 「現況証明願い」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

議案第49号「現況証明願い」

下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。

令和3年11月25日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 願出人 ●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は株式会社●●●様であります。

願い出理由は農業用施設の建設です。

対象地は右の位置図と裏面の地番図に示しております。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査にあたりました、現況調査委員の對木委員長より調査報告をお願いします。

對木委員長

3番 對木です。

現況調査の結果について報告します。

11月17日、私と中河委員、松田委員の3名において現地を確認いたしました。

申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。

以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長

議案第49号についての質疑をお受けいたします。

石田委員

地図で赤く塗っているところ全部のことか。それとも、小さく白く囲んでいるところを言っているのか。

斉藤主幹

地番図の白く囲っている、その下に小さい字ですが農業用施設と記載されているところが、今回建設する農業用施設。ちなみにD型のハウスで、そこを作業場として活用、農業用資機材もここに保管することで伺っております。

石田委員

農業用施設を広く囲っている、その隣の区分けはどうなっているのか。

斉藤主幹

宅地のところを示していると思います。農業法人の拠点の場所でもあります。

石田委員

ということは、その周辺は農地として使われているところか。

斉藤主幹

赤く塗られている箇所は一つの土地として、登記上畑となっております。

すが、すべて使えるわけではありません。実際、利用状況調査でご覧になったと思いますが、この中の一部が畑として使われている。大半が使われない、使えない状況です。その使えない場所の一部に農業用施設を建てることとなります。

石田委員 わかった。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第49号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第50号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第50号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」
このことについて、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年11月28日に全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくために、下記内容の決議を求める。

令和3年11月25日提出

白糖町農業委員会 会長 林 善幸

記

別紙のとおり

次のページをおめくり願います。
決議文を朗読させていただきます。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和3年11月25日

白糠町農業委員会

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

議長 議案第50号について質疑をお受けいたします。

對木委員 この文言というのは管内統一しているのか。

齊藤主幹 全国の会長大会の中で、決議文として示され文書とほぼ同じものとなっておりますので、統一文書となっております。言葉尻など若干の違いはあるかもしれませんが、内容、主旨はこの内容となっております。

議長 他にありませんか。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第50号につきましては、原案のとおり決定いたします。

《何か発言を求める者あり》

何かありましたらどうぞ。

石田委員 前回研修会あったときに、北海道農業公社の説明で、離農した後の施設、●●●君のところの再利用について、もし新規就農で使う状況がおきたらその時は補助対象になるのかと、結論から言って、そういう説明を求め、周りの農地については全部中間管理機構で管理している。こういう説明をしたときに、林会長からいわゆる中間管理機構で●●●が賃貸で借りているのだけど、新規就農で町に希望者があれば、林会長から中間管理機構で●●●で借りている農地については、返すなり貸すなり、そこらへんは詳しくは説明がなかったのだけれど、そういうような話があったのだけれど、その辺の経過を説明してほしい。

事務局長 農業委員会としての総会は終わったのですが、その他のことで石田委員からお話がありました。

こちらについては、会長から経過というか説明していただけるのでしょうか。

議長 説明というか、●●●にも代表も、また農協の理事を務めている方もいるので、私は農業委員の立場でこういうことも考えられるけれども、どうだと話が出たということを行っているだけで、例えばあの建物がもったいないというのは、誰がみてもわかると思う。そういう人が来た時に支障がないような行動を取りたいというのを●●●の中からは出て、例えばほしいとして入って来たいという人がいて、土地もほしいということがあったら、それは交渉に応じるという話で納得していただきたい。

石田委員 中間管理機構の公社の職員の方も、即回答できるような状況ではない。難しい問題だと説明と聞いている。あくまでも●●●内部でどのような話になっているのか、いま会長が言うように新規就農者がもし出たときには、そういう対応ができる体制になっているのか。

その辺、いま一度詳しく説明して。

議長 詳しくというより、そういうことが出てきたときに、上手く進むように話し合いを行っていくという話です。まだ、何も決まっているわけではない。

《何か発言あり》

何が違うの。

《「何だその言い方」と言う者あり》

スムーズにいくようにという話し合いをしていることを言っただけ。

《何か発言あり》

新規就農者が来た時には、考えられることを話ただけです。

《「そんなことできるの」と言う者あり》

農業公社も言っていたでしょう。新規就農の場合は別だと。

《「でも、難しいと言っている」と言う者あり》

難しいかどうかはわからないが、新規就農者がもし出たときの話を言っているだけ。だからそこを上手くいくように話し合いに応じるというだけで、まだ、何も決まっていない。

《「全権を委譲すると解釈していいか」と言う者あり》

事務局長

確かにそのようなやり取りがありました。中間管理機構も難しい問題ではあるけれども、内容によっては出来なくはないとのお話もいただいております。石田委員がおっしゃるのも、それは必要だから●●●が借りている。それはそれであれなのですが、会長はそういう新規就農者が出て個別にそのような事情があれば、まずは交渉の土台にはのるということなので、即、●●●がいま確保した土地を譲る譲らないという話ではないと私たちは理解している。いずれ石田委員が言うように会長の立場でもあって、●●●の役員でもあるので、それが●●●の総意なのかというお話であれば、そこのところは私たちもあの時はじめて聞いたのでわからないのですが、会長として●●●の役員として町の農業振興のために、新規就農者がいればそういう相談には応じて、あとはできないというのは、その先の話ということで、私たちは理解していたものですから、そのようなことで収めていただくことはできないでしょうか。

組織の話になるので、この場で、林会長の一存でどうにかなるということではないとは思っています。当然、組織に戻ってそういう案件が来たら、●●●としてどういう対応をするのか、そういうお話になっていくと思うので、そういうことだとは事務局側としては思っている。その辺で収めてはいただけないでしょうか。

石田委員

闇雲に言っているわけではない。いま新規就農の希望者というものが、それに対抗する者がいると聞いている。それは町の内部でいろいろと検討されていると思う。そういうのがあるから前回の研修会で聞いたら、聞いている方は農業公社に聞いている。こっちではそれが可能なみたいなことを言うから、そのようになっているのならば俺が心配する話ではない。でも周りに聞くと、そのようなレベルの話に進んでいない。だとすれば余計に心配になる。

事務局長

ご心配いただいていることは、当然新規就農者には農地の確保というのが最重要課題ですので、そういうところで農業委員のいろいろなご面倒をおかけしていることは当然だと思っています。町といたしましても新規就農者に対しましては、いろいろな支援制度を設けておりますが、やはり農地の確保というのは人の財産ですので、町がどこからか持ってくるわけにはいかないので、当然地域の方のご協力とかご理解をいただきながら拡大していくことが当たり前のことなので、石田委員のご心配の部分はもっともです。あの場でちょっとそのようなやり取りがあったのですが、決して林会長もそこで心配されていることは同じだと思います。その農地の確保をどうするのかということです。それはほかの農業委員さんもみなさん同じ認識だと思います。そこで中間管理機構に話をしたら、そのような土俵に乗る用意はありますというお話でありましたので、その辺のところは、実際どうなるのかというのは組織のお話になると思いますが、石田委員のおっしゃるのももっともですので、そういうところで町としても新規就農者の相談があれば、そういうようなところでどうですかということに踏み込んでいかなければならない部分も出てくるかと思っておりますので、そのような時には農業委員会のみなさまのお知恵をお借りしながらやっていかなければならないので、そういうところで理解をしていただいて、余計なお世話だとかはまったくない一

切ないと思います。同じことを思っただけで同じ心配を抱えてみなさん活動されていらっしゃると思いますので、そういうところで収めていただいて、一応、土地をどうのこうのと言うよりは、まずは交渉の舞台に上がっていただける用意はありますというようなかたちでご理解をいただければと思います。

齊藤主幹

いま新規就農の関係でお話があったのですが、いま農業委員会で把握している情報をみなさんに知っていただきたいということで、お時間許していただければ、資料を配った上で説明させていただきたい。

《資料配付》

場所は上庶路の地区になります。図面の中心は●●●さんの土地です。右下が●●●さんの周辺地ということになります。新規就農者につきましては、3者になります。上から●●●さんという札幌に在住の方。そして、中心が今年の春から地域おこし協力隊員の農業部門で研修に来ております●●●さんですね。●●●さんにつきましては、パートナーの●●●さんという女性と一緒にというお考えのようです。下の●●●さんという方は、昨年から研修ということで、いまこの3者がいよいよ、予定では来年からここを候補地としてやってみたいとお話に来ております。ただ、それぞれ当然地権者がおりますので、それぞれご挨拶と土地の交渉につきましては、それぞれ当たっているという状況になっております。

それで

話が進んで、いざ、いよいよということになりましたら、まずは地区の農業委員さんにご相談の上、例えば3条の申請というお考えなので、まずはざくばらんにこういうような候補地ということで上がってきております。

それで上の赤い部分、●●●さんという方は3町程度、●●●さんも同じなのですが、両者3町程度から始めたとお考えです。そして中心の●●●さんの土地、●●●さんがお借りしたという土地は10町程度くらいの面積でお二人でやっていきたいとそのような計画となっております。

ただ、●●●さんの土地はここだけではありません。水色で●●●さんの名前があるのですが、●●●さんの土地の右上のところも●●●さんの土地ですが、ここは野菜としては川が分断している状況なので、野菜の活用は難しいということで、では誰が管理してくれるかということで、いま候補に挙がっているのが●●●さん。元農業委員でもあります●●●さん。そして、右下の部分、●●●さんの下になりますが、この部分も一部●●●さんの土地もあるのですが、いまは●●●さんが管理しているのですが、実は●●●さん、もし新規就農者がということであれば、赤と青の部分も含めて大体10町程度の面積があるのですが、ここを解約した上で、3町程度の面積を●●●さん。下の部分では誰が管理するかということで、●●●さん方で管理をしてくれるかもしれませんということで、交渉中となっております。

ただいま、説明させていただいたのは候補地の案として雑ぱくですが、このような案で進めております。

それで、いよいよ来年の春くらいから土地の賃貸借ということであれば、さらに詳しい情報を提供しながら地区農業委員会を中心にまとめていくという考えです。

以上です。

石田委員　　いま●●●君と●●●君、あと誰だっけ。

斉藤主幹　　●●●さんです。

石田委員　　その他に新規就農で白糠に就農したいという人がいると聞いているが、それはどうなっているのか。

渋谷主査　　その他の研修生に関しましては、現状何名かから一度見てみたいということで、●●●さん等含めて、その何回か受け入れはしているのですが、現状において来年度、農政の方で地域おこしとして活用するというで、決まっている人はまだいない状況です。

石田委員　　それは何名くらい。

渋谷主査　　いまのところ応募というか、意思表示をしている方は2名です。それは今後書類選考及び面接などを行う中で最終的に決定いたしますので、現段階で決まっている人はまだおりません。

石田委員　　俺に電話が来たので、役場に連絡してと伝えた。だから聞いた。それと●●●の娘さんの旦那さんが、白糠に酪農研修というのか入っていると思うのだけど、それらはどうなっているのか。ただの研修なのか、将来的に白糠で酪農をやりたいとの考えで研修をしているのか。その辺は担当課でどのような考えなのか。

渋谷主査　　●●●の親族の関係なのですが、最初白糠でやりたいとのことだったので、酪農についてはJAさんの研修制度が使えるというところで、いま段階では町の支援制度というよりもJAさんの方のお世話になってといただきますか、研修を通じて将来的に就農するようなかたちでいまは応援している最中でありませう。

石田委員　　酪農を希望している●●●さんの親族以外にはいないのか。

渋谷主査　　原課で承知しているのはいまのところその御夫婦だけです。

石田委員　　その人が阿寒の酪農か牛を飼っている人とは違うのか。

渋谷主査　　阿寒で牛を飼っているというようなお話は把握しておりませう。

事務局長　　●●●の娘さん夫婦なのですが、前職は●●●なので、阿寒で牛を飼っている方とは違うと思います。

石田委員 阿寒で自衛隊上がりだったか。

事務局長 それは豚です。

齊藤主幹 以前にも少し触れたと思うのですが、庶路インターの近く、インターから1キロくらいの、前土地の所有者が●●●さんの土地を●●●さんという方が購入しました。つい最近になります。その土地が4町程度の面積なのですが、そこで豚をやりたいということです。黒豚、三元豚、短角牛もやりたいとのお話を伺っております。ただ、時期的な部分は示されていないのですが、インフラ整備等がありますので、それが整ったらいよいよということになっておりますので、もし何か情報がありましたら情報提供をしたいと思います。

新規就農者の関係は今後、来年から権利を発生するとなれば情報が入れば、随時情報を提供したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第15回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後1時45分)